

## 南相馬市サポーター関係深化プログラム実施業務委託 仕様書

この仕様書は、南相馬市（以下、「発注者」という。）が受注者に委託して実施する「南相馬市サポーター関係深化プログラム実施業務委託」を、円滑かつ効率的に実施するために必要な事項を定めるものである。

### 1. 業務名

南相馬市サポーター関係深化プログラム実施業務委託

### 2. 業務目的

南相馬市（以下「本市」という）では、平成30年より南相馬市サポーター制度を実施し、平成23年の東日本大震災や福島第一原子力発電所事故をきっかけとしたボランティア活動や、ふるさと納税を通じた寄附、また、南相馬市で生まれ育ち、今は別の場所で暮らしながらもふるさとを想ってくださる方、通学やお仕事で南相馬市と関わりのある方、離れていても南相馬市とつながりを持つ方、これから関わってみたいと思ってくださる方々との関係を深めている。このサポーター登録者に対し、本市への来訪機会を創出し本市への関心をさらに高めることで、更なる関係の深化を図ることを目的とする。

### 3. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### 4. 業務内容

市の魅力を体験し感じるツアー、併せて首都圏にて関係深化のための交流会を企画・実施すること。

#### （1）ツアーの企画・調整・手配・運営実施

##### 【市の魅力例】

- ・相馬野馬追等で紡がれてきた馬事文化
- ・海資源で育まれたサーフィン文化
- ・本市の主力産業である農業
- ・イノベーションに挑戦できる環境（研究、起業等）

##### ア 開催時期

上期と下期に分けて開催するなど、計画的に実施すること。

##### イ 開催回数

1泊2日のツアーを2回開催すること。

##### ウ 出発地等

ツアーは市内の駅を出発地とすること。出発地までは参加者の自己負担により集合することとする。ツアー中の移動は円滑な移動ができるように手配すること。

##### エ 食事・宿泊先・会場等の手配

市内で食事・宿泊の手配を行うものとする。

食事について、参加者の食品アレルギー等の確認を事前に行い配慮すること。

##### オ 参加対象者

参加対象者は南相馬市サポーター登録者とし、ツアー参加人数は10名程度とすること。

力 行程

発注者と連携し、本事業の目的に沿ったツアー行程を企画すること。

キ 参加費負担金

ツアー参加費については飲食費分の実費とし、本市と協議の上、決定すること。

ク アンケートの実施

ツアー終了時にアンケートを実施し、集計結果を提出すること。アンケートの内容等については、別途協議の上、決定すること。

ケ ツアー参加者によるツアー中およびツアー後の情報発信

ツアー参加者に、ツアー中およびツアー後のSNSを活用した情報発信を促し、情報発信に関するフォロー調査を実施し、情報拡散数等について報告書に記載すること。

コ 南相馬市サポーター・ライティングスクール受講生による随行取材・情報発信

南相馬市サポーター・ライティングスクール運営業務委託の参加者から1名程度募り、随行取材・記事の作成・発信の依頼を行うこと。なお、宿泊費・交通費相当分の謝礼は業務委託費に含むこととする。

サ オンラインコミュニティの構築・運営

情報交換ツールを利用・運営し、参加者間でのコミュニケーションの促進を図ること。

シ その他管理・運営にかかる事務

(2) 交流会の企画・調整・手配・運営実施

ア 開催時期

ツアー2回実施後に開催すること。

イ 開催回数

交流会を1回開催すること。

ウ 開催地

首都圏で公共交通機関等の交通の利便性が良い場所とすること。

エ 会場・軽食等の手配

首都圏での交流会会場と軽食の手配を行うものとする。

軽食について、主に本市の特産品や懐かしいと感じる食品、新しくできた特産品等を紹介する形式による提供とし、参加者の食品アレルギー等の確認を事前に行い配慮すること。

オ 参加対象者

参加対象者は南相馬市サポーター登録者とツアー参加者とし、参加人数は40名程度とすること。

カ タイムスケジュール

発注者と連携し、本事業の目的に沿った内容の交流会を企画すること。

キ 参加費負担金

交流会参加費については飲食費分の実費とし、本市と協議の上、決定すること。

ク アンケートの実施

交流会終盤にアンケートを実施し、集計結果を提出すること。アンケートの内容等に

については、別途協議の上、決定すること。

ヶ 交流会参加者による情報発信

交流会参加者に、SNSを活用した情報発信を促し、情報発信に関するフォロー調査を実施し、情報拡散数等について報告書に記載すること。

コ 交流会参加者による交流会後の情報発信

交流会参加者に、交流会後のSNSを活用した情報発信を促し、情報発信に関するフォロー調査を実施し、情報拡散数等について報告書に記載すること。

サ 南相馬市サポーターライティングスクール受講生による取材・情報発信

南相馬市サポーターライティングスクール運営業務委託の参加者から1名程度募り、取材・記事の作成・発信の依頼を行うこと。なお、宿泊費・交通費相当分の謝礼は業務委託費に含むこととする。

シ オンラインコミュニティの構築・運営

情報交換ツールを利用・運営し、参加者間でのコミュニケーションの促進を図ること。

ス その他管理・運営にかかる事務

(3) 参加者の募集

ア 参加者の募集は、チラシの作成を行い、周知に努めること。

イ 受注者のもつホームページ、SNS等でも周知を図るよう努めること。

ウ 各種広報媒体に使用した広告データは、本市に提出すること。

(4) 不可抗力等によるツアー・交流会の変更・中止等

ア 悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由としてツアーを中止した場合、中止に伴つて発生した経費は、本業務に係る経費とすることができる。

イ ツアーの実施が困難と判断される場合には、委託費の範囲内で代替策の提案ができるものとする。

(5) 安全管理

ア 訪問先との事前打ち合わせおよび現地確認を行い、プログラムの内容、活動場所、ルート等に危険がないことを確認し、参加者および関係者の安全確保を徹底すること。

イ ツアー中の事故等へ対応するため、国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。

ウ 事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等を策定すること。

エ ツアー・交流会の実施にあたっては感染症防止対策等の必要な対策を講じること。

(6) ツアー・交流会の記録

ア ツアー・交流会の様子を記録するため、写真撮影等を行い、各ツアー・交流会終了後、速やかに電子データを市に提出すること。

イ 撮影する写真等は、ツアー・交流会の実施状況を様々な角度から撮影し、市ホームページ、各種SNS、その他の広報媒体等での使用に適したものとするよう努めること。

ウ ツアー・交流会参加者および訪問先の関係者等に対し、撮影した写真について本市ホ

ームページ又はその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

#### （7）その他

ア 参加者等からのクレームについて、解決に向けた誠意ある対応をとること。また、その対応の経過について速やかに市に報告すること。

イ 本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

#### 5. 委託経費

受注者は本業務にかかるすべての費用を本市からの業務委託料およびツアーコスト・交流会参加費により負担する。なお、ツアーコスト・交流費参加費については業務委託費に含まないこととする。

#### 6. 業務完了報告書

本業務のすべての業務が完了したときは、業務完了報告書および収支精算報告書を市に提出するものとする。

#### 7. その他

（1）受注者は業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（2）受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（3）業務遂行における安全管理については、万全の措置を講じなければならない。

（4）本業務により制作した成果物の所有権や著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、原則として本市に帰属するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

（5）成果物は、発注者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとする。

（6）本業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（7）本業務を実施するにあたっては、南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

（8）本仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ、別途定めるものとする。